令和５年１１月３０日

公示　第４００号

村田製作所健康保険組合
理事長　戸井　孝則

当健康保険組合の令和６年度平均標準報酬月額を下記の通り定め、これを健康保険法第３７条任意継続被保険者の標準報酬月額の上限に適用する。

記

１．令和５年９月３０日現在の、全被保険者の平均標準報酬月額
３８１，４５２円

２．任意継続被保険者標準報酬月額の上限
第２６級　３８０，０００円

３．適　用　年　月　日
令和６年４月　１日から
令和７年３月３１日まで

以　上